

## 奈良県ヒアリンググループ機器貸出規程

### (目的)

第1条 この規程は、本県の公共施設等にて開催される行事等において耳の不自由な方の聞こえを補助するため、当該行事等の主催者に対するヒアリンググループ機器一式（以下「ヒアリンググループ」という。）の貸出しに関して必要な事項を定めるものとする。

### (貸出機器)

第2条 貸出しを行うヒアリンググループは、奈良県に配置した次の一式とする。

- (1) ループアンテナ（8m）
- (2) ヒアリンググループ受信機SOR-100
- (3) 小型ループアンプ本体チューナーユニット組込み済HS-10
- (4) 有線マイク
- (5) ハンド型ワイヤレスマイクWM-3000A
- (6) 専用収納ケース
- (7) その他貸出物品一覧に記載の物品

### (対象行事等)

第3条 貸出しの対象となる行事等は、本県の公共施設等において開催され、かつ、本県の住民を含む複数の者が参加し、耳の不自由な方が参加する可能性のある講演会その他の行事等（以下「対象行事等」という。）とする。

### (対象者)

第4条 ヒアリンググループの貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、対象行事等を主催する団体等とする。

### (貸出申請書類)

第5条 借受者は、障害福祉課長に奈良県ヒアリンググループ借用申請書（第1号様式）を提出して申請するものとする。

### (貸出期間)

第6条 ヒアリンググループの貸出期間（以下「貸出期間」という。）は、連続7日を限度として、対象行事等を開催する日の初日から最終日までの期間及び当該期間の前後の期間とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって障害福祉課長が認めるときは、この限りでない。

### (貸出しの費用)

第7条 ヒアリンググループの貸出しは、無料とする。ただし、ヒアリンググループの運搬及び維持管理に要する費用は、借受者に負担させるものとする。

### (損害賠償)

第8条 借受者の責めに帰すべき理由によってヒアリンググループを滅失し、又はき損した時は、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償の方法及び額は、障害福祉課長が決定する。
- 3 ヒアリンググループの使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(貸出しの手続き)

第9条 貸出しに係る手続きについては次のとおりとする。

- (1) 貸出し場所及び返却場所は奈良県福祉医療部障害福祉課とする。
- (2) 障害福祉課長は借受者に、原則として貸出しを受けようとする日の7日前までに、第5条に規程する書類を提出させるものとする。
- (3) 障害福祉課長は、前号に規程する申請書の提出があった際は、内容を審査し、奈良県ヒアリンググループ借用決定通知書(第2号様式)にて可否を決定し借受者へ通知するものとする。

(貸出しの条件)

第10条 障害福祉課長は、貸出しに当たっては、利用者に対し次の各号に掲げる事項を貸出しの条件として遵守させるものとする。

- (1) ヒアリンググループを常に良好な状態で保管するとともに、ヒアリンググループの特性に配慮した管理に努めること。
- (2) ヒアリンググループを転貸し、譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (3) ヒアリンググループを貸出しの目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) ヒアリンググループを滅失又はき損しないように使用すること。
- (5) ヒアリンググループを貸出期間満了の日までに障害福祉課長が指定する場所に返納すること。
- (6) その他障害福祉課長が定める事項。

(貸出しの制限)

第11条 障害福祉課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとする。

- (1) 県外で使用する活動であるとき。
- (2) 企業活動及び営利活動に使用するものであるとき。
- (3) 特定の政治活動を行うとき。
- (4) 特定の宗教活動を行うとき。
- (5) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (6) ヒアリンググループシステムを損傷するおそれがあるとき。
- (7) 管理運営上支障があるとき。
- (8) その他障害福祉課長が使用を不相当と認めるとき。

(返納)

第12条 障害福祉課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であっても、ヒアリンググループを返納させることができる。

- (1) 借受者がヒアリンググループを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者が貸出しの条件に違反したとき。
- (3) その他障害福祉課長が特に必要と認めたとき。  
(疑義の決定等)

第13条 この規程の各事項の解釈について疑義が生じたとき又はこの規程に定めのない事項については、障害福祉課長と借受者による協議の上、定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和2年9月17日より施行する。